

院外処方せん的一般名処方運用開始についてのお知らせ

2020年5月25日(月)より、当院で発行する院外処方せんは、“一般名処方”の記載に変更いたします。

<患者の皆さまへ>

一般名処方とは？

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名(有効成分の名称)で記載している場合があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

処方箋の医薬品名を「一般名処方(お薬の成分名)」にすることにより、患者さんに「先発品」や「ジェネリック医薬品(後発品)」を選んで頂くことが出来るようになります。

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次のとおりです。

【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」

(例　　これまでの処方　　○○○○○錠 60mg　　3錠　分3毎食後　7日分

↓

一般名処方　　**【般】△△△△△錠 60mg　　3錠　分3毎食後　7日分**

※詳しくは、厚生労働省ホームページ「ジェネリック医薬品の使用促進について」をご参照下さい。

<保険薬局の方へ>

当院の処方箋を応需していただきありがとうございます。

2020年5月25日(月)より、当院で発行する院外処方せんは、全面的に“一般名処方”の記載に変更いたします。

つきましては、患者さんへのご対応とご相談・ご説明をお願いいたします。

また一般名処方に基づいて実際に調剤した商品名の情報提供書及び後発医薬品の変更報告書の郵送・FAXは今後不要とし、お薬手帳での運用とします。各保険薬局におかれましては、患者さんへの情報提供、お薬手帳への記録を適切に行っていただくようお願いいたします。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。